

議案第 4 3 号

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 4 1 年板橋区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新条例第 5 条第 2 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障がい補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で適用日から施行日の前日までの間に係る分について支給すべ

きものに限る。)は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

(提案理由)

損害補償の算定の基礎となる額を改める必要がある。